

平成20年度病虫害発生予察特殊報第5号

平成21年1月14日

発表：福島県病虫害防除所

病虫害名 イチジク株枯病【病原菌：*Ceratocystis fimbriata*】

寄主植物名（作物名） イチジク

1 発生状況

平成20年6月、いわき市のイチジクほ場において、イチジクの株全体が萎凋・枯死する症状が認められ、農業総合センター果樹研究所の現地調査と罹病樹からの菌分離の結果、本県未発生のイチジク株枯病と同定された。本病の発生は、現在のところ、いわき市の2ほ場で確認されており、当該ほ場では平成19年ころから症状が認められていたことも判明した。

本病は、昭和56年に愛知県で初めて確認され、それ以降、全国のイチジク生産地で発生が認められている。隣県では、平成18年に新潟県から本病発生に関する特殊報が発表されている。

2 病徴

本病は、主幹の地際部や主枝に茶褐色～黒褐色の大型円形病斑を形成し腐敗する。病斑を生じた側の上部主枝は萎凋し、病斑の拡大に伴って枯死に至る。多湿条件下では、病斑上に黒色毛髪状に突出した子のう殻が多数形成される。

本病は、いったん発生するとほ場内に急激に蔓延し、成木も枯死するため、被害が大きくなる。

3 伝染方法

本病は、罹病樹の病斑上に形成された分生孢子および子のう孢子が風雨によって飛散、伝染し、土壌および罹病苗によって拡大する。また、キクイムシ類による虫媒伝染も報告されている。

4 防除対策

育苗は未発生地で行う。穂木の採取は必ず健全樹より行う。また、植え付け予定地ではイチジク切り枝を用いた簡易診断法により土壌の汚染がないことを確認するとともに、罹病苗を持ち込まない。

罹病樹を認めた場合は早期に抜根し、適切に処分する。罹病樹の根部や表層から15cmまでの土壌は汚染されているので、汚染土壌を除去し汚染されていない土壌を客土する。

改植樹には、定植時および5～10月（ただし、収穫30日前まで）に1か月間隔で、チオファネートメチル水和剤またはトリフルミゾール水和剤またはその混合剤をかん注する（有効成分の総使用回数など、農薬使用基準を遵守）。



写真1 発生初期の樹体の様子



写真2 主幹地際部の病斑



写真3 主幹病斑部の切断面



写真4 病斑上に形成された子のう殻

※ 写真は福島県いわき農林事務所農業振興普及部（写真1）、福島県農業総合センター果樹研究所（写真2～4）より提供。